

# 交通安全かわら版

平成30年3月  
茨城県警察本部交通総務課  
NO. 9

～ 春の全国交通安全運動の実施 ～

## 春の全国交通安全運動



**期 間** 平成30年4月6日(金)～4月15日(日)

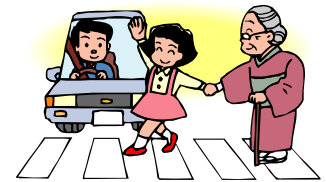
**スローガン** 飛び出さない 心のブレーキ 大切に

### 運動の重点

#### (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

歩行中や自転車に乗る子供や高齢者を見かけたら、不意の横断などに備え、スピードを落とすなど、思いやりのある運転を心がけましょう。

横断歩道は歩行者優先です。歩行者がいる場合は、必ず手前で止まりましょう。



#### (2) 自転車の安全利用の推進

自転車も車の仲間、歩道では歩行者優先です。

交通事故を起こした場合は、罰則や損害賠償の対象となります。

ヘッドホンの使用や、スマートフォンなどの操作をしながらの運転は、違反です。

自転車に乗るときは、「自転車安全利用五則」を必ず守りましょう。



#### 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
  - ・夜間はライトを点灯
  - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用

#### (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトは命綱。

運転者は、乗車した全員の着用を確認してから、発進しましょう。

小さなお子様には、体格にあわせたチャイルドシートなどを着用させましょう。



#### (4) 飲酒運転の根絶

飲酒運転は、悪質な犯罪です。

酒を飲んだら、絶対に車を運転してはいけません。

二日酔いも、飲酒運転です。



※ 茨城県の飲酒運転による死者数は、平成28年、29年と、2年連続の全国ワースト第1位

今年の「春の全国交通安全運動」は、4月6日(金曜日)から4月15日(日曜日)までの10日間実施されます。

この機会に、職場や家庭など、県民の皆さん一人一人が、交通安全について改めて考えてみてはいかがでしょうか。